

平成 25 年度 研究支援員制度要領

1. 趣旨

弘前大学では、出産・育児・介護で多忙な研究者に研究支援員を配置することで、研究者のワークライフバランスを支援し、研究活動を維持・促進することを目的とした研究支援員制度を実施します。被支援者である研究者は研究支援員のロールモデル（お手本）となり、研究支援を受けながら次世代の研究者の育成を担うことで、将来研究者を目指す研究支援員が自身のキャリア形成を促進することが期待されます。

2. 申請できる研究者の資格

本学に在職する女性研究者または配偶者が大学等の研究者である男性研究者が対象で、次の各号のいずれかに該当する者とします。

(1) 母子健康手帳取得者または小学校 6 年生までの児童を養育している者（当該研究者と同居している場合に限ります）

(2) 家族に要支援者または要介護者がいる者（当該研究者が介護している場合に限ります）

注 1) 「研究者」とは、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録している者とします。

注 2) 産前・産後休暇中、育児休業中、介護休業中により研究活動を中断している者は本制度の利用はできません。

注 3) 「要支援者・要介護者」とは、介護保険法に基づき要支援 1・2、要介護 1～5 と市町村から認定された者とします。

3. 支援期間

11 月 1 日（予定）～ 3 月 31 日まで、週 15 時間までとします。

4. 支援内容

研究支援員が支援できる研究補助業務は原則として次のとおりです。

(1) 実験・調査の補助

(2) データの入力や整理

(3) データ分析・解析補助

(4) 図表などの校正・整形

(5) 論文作成補助

(6) 情報の検索・収集

(7) 研究費申請書類作成補助

(8) 学会発表準備補助

(9) 翻訳

(10) 資料整理

5. 研究支援員の身分

研究支援員は、男女共同参画推進室に所属するパートタイム職員とします。職員の種類は研究

支援員が支援する内容によるものとします。

6. 研究支援員の選考

- (1) 原則として、本学の大学院学生および学部学生で情報共有サーバシステムに登録している者から申請者の推薦に基づき、男女共同参画推進室で協議し決定します。本学で TA 等に従事している者は、合算して週 20 時間を超えない時間で研究支援を行うこととします。研究支援員は男性・女性を問いません。
- (2) 申請時点で研究支援員の候補者がいない場合は、採択の通知を受理した後、情報共有サーバシステム等を利用し、速やかに候補者を男女共同参画推進室長に推薦してください。

7. 申請のための提出書類

- (1) 研究支援員制度利用申請書
- (2) 研究支援員調書（研究支援員の候補者がいる場合）
- (3) 研究支援員候補者の履修登録確認表または履修科目届（研究支援員の候補者がいる場合）
- (4) 申請資格確認のための必要書類
 - ① 出産：母子健康手帳の出産予定日がわかるページの写し又は妊娠届の写し
育児：子どもの年齢と同居を証明できるもの（健康保険証等の写し）
 - ② 介護・支援：市町村による要介護認定等を証明できるもの（介護保険被保険者証等の写し）

8. 研究支援員配置手続の流れ

(1) 申請書等提出

男女共同参画推進室のホームページから利用申請書および支援員調書をダウンロードして、必要事項を記入の上、申請上必要な書類と共に男女共同参画推進室に提出してください。研究支援員候補者がいる場合は、当人に説明の上、情報共有サーバシステムに登録するように指導してください。

なお、申請者は研究支援員の所属研究室の教員等とも十分相談の上、研究支援員候補者を推薦してください。

(2) 選考

利用申請書に記載された内容及び資格確認書類を以て資格確認を行い、次の 3 点について、慎重かつ厳正な評価を実施して採択者を決定します。

- ① 育児・介護により研究活動の遂行が相当困難であること。
- ② 今後も優れた研究活動の一層の推進が見込まれること。
- ③ 研究支援員配置による研究補助業務が適正なものであり、研究支援員配置申請者の優れた研究活動の推進と、育児・介護との両立に貢献するものと見込まれること。

(3) 報告

- ① 利用者は毎月末日までに、研究支援員の作業日誌および出勤簿を男女共同参画推進室に提出してください。
- ② 期間終了時に研究支援員配置報告書を提出してください。

(4) 留意事項

- ① 審査過程又は採択後において、別途資料を作成・提出していただくことがあります。
- ② 提出された申請書等は原則として返却しません。申請書に記載された個人情報を選考時のみに使用します。
- ③ 次世代育成も見据えた本制度の趣旨から、被支援者は研究支援員の業務内容等を指示するとともに、研究支援員のキャリア形成に配慮し、ロールモデルとして啓発に努めてください。
- ④ 予算に限りがありますので、予算の範囲内で採択します。
- ⑤ 上記の定めのないものについては、被支援者と男女共同参画推進室で協議し決定します。